

080307

社会福祉法人のM & A手法を具体化 - 合併・譲渡・連携のスキームを明示

厚生労働省は 2006 年発表された報告書『社会福祉法人経営の現状と課題』（社会福祉法人経営研究会）に
 っって 社会福祉法人の合併や事業譲渡を推進する「経営支援協議会」を 一部自治体へ試験的に設置する方
 針を決めました。

小規模な社会福祉法人は 経営が行き詰まるケースが多いため 規模拡大や事業譲渡を通じ 経営の効率化
 や安定化を図るのが狙いです。

モデル事業として 来年(2009 年)度から都道府県レベルの全国10自治体に「経営支援協議会」が設置されま
 す。同協議会は 自治体が主体となり 公認会計士や司法書士・弁護士・中小企業診断士・社会保険労務士らで
 構成され 合併や事業譲渡に取り組む社会福祉法人に対して 専門的な立場から具体的な助言・指導するもの
 です。

これまで社会福祉法人は 補助金による財政支援や税制面での優遇措置で支えられてきたこともあり 一つの
 法人が一つの施設を運営する「1法人1施設」の形態が多く 非効率な運営が見受けられると指摘されてきました。
 経営状態が悪化しながらも「地域の支援や入所者の引き継ぎがあるため 合併や経営権の譲渡を渋る小規模法
 人が多い」(厚労省社会援護局)ことから 厚生労働省は 協議会を通じて法人の規模を拡大することで金融機
 関からの資金調達が可能になり 新たな事業展開や老朽化した施設の更新などが進めやすくなる効果があると
 みています。

この事業を後押しするため 厚生労働省は合併や事業譲渡の手法に関するガイドラインを年度内に作成し
 都道府県に提供します。このガイドライン「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き」(社会
 福祉法人経営研究会 編)の案が 3月3日に開催された社会・援護局関係主管課長会議で示されました。同ガ
 イドラインには 社会福祉法人の合併・事業譲渡・法人間連携の各スキームの概要や手順 さらに書式などが
 具体的に示されています。

いよいよ 本格的な社会福祉法人淘汰の時代が始まります。

吸収合併の手順 (合併期日を4月1日とし その前年度1月から取組に着手した場合の実施事項と各スケジュールの目安)

項目	実施事項	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
■ 吸収合併	議決書の作成												
	議決書の提出												
■ 事業譲渡	譲渡契約書の作成												
	譲渡契約書の提出												
	譲渡契約書の執行												
	譲渡契約書の完了												
■ 合併	合併契約書の作成												
	合併契約書の提出												
■ 法人間連携	連携契約書の作成												
	連携契約書の提出												
■ 事業譲渡・合併・法人間連携	譲渡・合併・連携契約書の作成												
	譲渡・合併・連携契約書の提出												
■ 事業譲渡・合併・法人間連携	譲渡・合併・連携契約書の執行												
	譲渡・合併・連携契約書の完了												

上記「社会福祉法人における合併・事業譲渡・法人間連携の手引き(案)」(社会福祉法人経営研究会 編)の全文(139頁)
 を ご希望の顧問先・会員の方にお送りいたします。eメールでお申込ください。